

# 上下水道の広場



## 平成29年度 水質検査計画を策定しました

水質検査計画は、お客さまに、より安心して水道水をご利用いただくため、水源から浄水場、そして各家庭の蛇口に至るまでの検査項目などを示したものです。毎年、新年度前に策定・公表しており、おもに次の内容を掲載しています。

- ▶基本方針▶水道事業の概要
- ▶検査の項目・頻度・地点とその理由
- ▶原水の特徴および水道水の品質状況など
- ▶水質検査方法

平成29年度水質検査計画は、次の場所でご覧いただけます。また、平成27年度の水質検査結果をまとめた「水質年報」も併せてご覧いただけます。

- ▶お客様センター(川尻庁舎)
- ▶各市民サービスセンター(中央を除く)
- ▶アルヴェ駅東サービスセンター
- ▶市役所分館1階の資料閲覧コーナー
- ▶ほくとライブラリー明徳館▶県立図書館
- ▶上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws/>

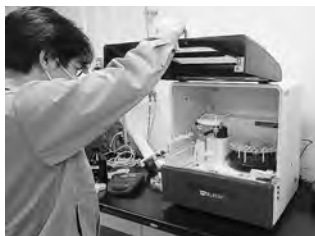
水質検査計画と水質年報へご意見、ご要望をお寄せください。ご意見は計画策定の参考にさせていただきます。

〒010-1652

豊岩豊巻字上野164 浄水課水質管理室

☎(8228)1451 FAX(8228)9291

Eメール ro-wtp@city.akita.jp



水質検査実施中

## こんなにあるよ♪

### 平成29年度 上下水道局の イベント!

詳しい内容は、上下水道局ホームページや広報あきたでお知らせします。

上下水道局総務課 ☎(8223)8434



### 6月3日(土) 水道ふれあい フェア

水道週間(6月1日～7日)の期間中、水道・下水道事業について、楽しみながら関心をもってもらうため毎年開催しています。「利き水」「スタンブラリー」「ぬり絵」コーナーのほか、プレゼントもあるよ!

### 8月5日(土)6日(日)

### 水の学習館特別開館

水の週間(8月1日～7日)の期間中、通常平日のみ開館している仁井田浄水場内にある「水の学習館」を、土・日曜に特別開館します。入場無料。



### 7月下旬 8月上旬

### 夏休み 親子水めぐりの旅

川の水がどのように飲み水になり、使った水をどのようにきれいにするかを、施設を巡りながら学びます。

### 9月上旬 中旬

### 水に関するポスター展

9月10日の下水道の日に合わせて、小学生を対象に作品を募集(8月末まで)、展示します。

### 4~11月 の平日

### 施設見学(随時)

仁井田浄水場や「水の学習館」、八橋下水道終末処理場の施設見学を受け付けています。申し込みは左記へ。

▶浄水場、水の学習館：浄水課 ☎(839)2211

▶処理場：下水道施設課 ☎(864)1401



### 平日 (要相談)

### 出前上下水道教室

小学校などへ職員が出向いて、水道・下水道事業についてお話しします。問い合わせは、上下水道局総務課へ。 ☎(8223)8434

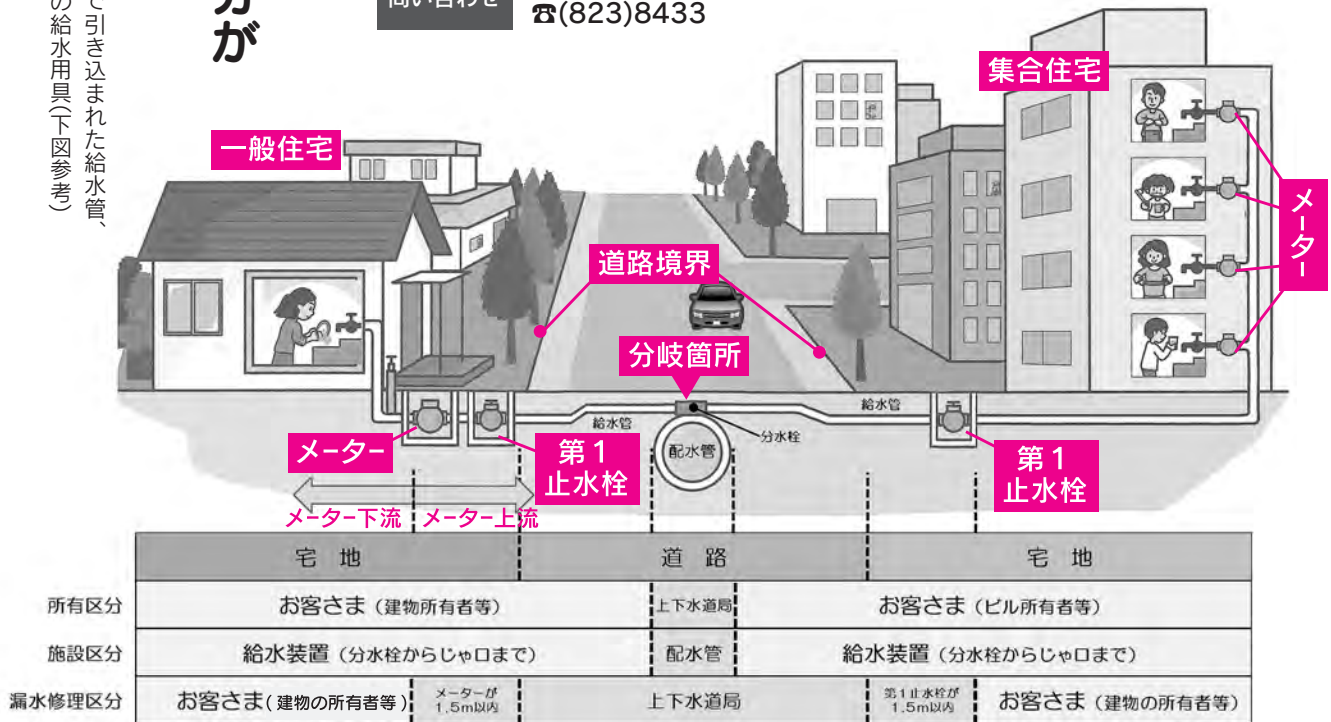
# 4月1日から 給水装置の修理区分が 変わります

給水装置（分水栓とそこから各家庭まで引き込まれた給水管、止水栓、メーター、給水栓（じゃ口）などの給水用具）（下図参考）

メーターを除く給水装置は、お客さまの財産であり、お客さまが維持管理する範囲ですが、平成29年4月1日から、メーターより上流の漏水については、下表の範囲で上下水道局が修理します。漏水を見つけたときは、水道維持課にお問い合わせください。

ただし、上下水道局の修理範囲であっても、庭木や建物など移設困難なものがある場合や、お客さまが直接業者に修理を依頼した場合は、上下水道局で費用を負担できません。また、メーターより下流側の漏水（13ページ「宅地内の漏水点検は定期的に行いましょう」参照）や、下表の範囲に該当しない場合、修理費用はお客さまの負担となりますので、指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

問い合わせ 水道維持課 ☎(823)8433



給水装置の区分	道路境界（道路と宅地の境界）からの距離	上下水道局負担範囲
▶集合住宅などの給水装置（※1） ▶公的機関が所有する施設の給水装置 ▶口径40mm以上のメーターが設置された給水装置	第1止水栓まで1.5m以内のもの	分岐箇所から第1止水栓（※2）まで
	第1止水栓まで1.5mを超えるもの	分岐箇所から道路境界まで
▶上記を除く給水装置（一般住宅の場合）	メーターまで1.5m以内のもの	分岐箇所からメーターまで
	移設によりメーターまで1.5m以内のもの	分岐箇所から移設前のメーターまで（メーターの移設費用を含む※3）
	メーターまで1.5mを超えるもの	第1止水栓まで1.5m以内のもの
新設により第1止水栓を1.5m以内とするもの		分岐箇所から新設した第1止水栓まで（第1止水栓の新設費用を含む）
	第1止水栓まで1.5mを超えるもの	分岐箇所から道路境界まで

※1…アパート、マンションなどの一か所の分水栓に対して、複数のメーターがある住宅や施設

※2…宅地内に設置された止水栓のうち道路境界から最も近くに設置された止水栓

※3…メーターの移設費用を上下水道局が負担する場合は、既設のメーターボックスを再使用します。ただし、メーターボックスの材料費を使用者が負担する場合は、メーターボックスを新しいものにします。